

重要事項説明書
(指定訪問看護 (医療保険))

本重要事項説明書は、健康保険法及びその他の関係法令、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づく指定訪問看護について、利用者がサービスを選択するにあたり、利用者又はその家族に対し、事業者が提供する指定訪問看護サービスの内容、利用料金その他の重要事項について説明するものです。

1、事業者概要

事業者名	株式会社希叶
代表者名	代表取締役 藤原 侑加
所在地	加古郡稲美町国北二丁目 4 5 番地の 2

2、事業所概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション kitto
管理者	藤原 侑加
指定年月日	令和 8 年 4 月 1 日
事業所番号	2 8 6 2 2 9 0 6 7 9
所在地	加古川市加古川町北在家 2 0 1 8
電話番号	0 7 9 - 4 5 1 - 8 4 8 5
F A X 番号	0 7 9 - 4 5 1 - 8 8 8 7
通常の事業の実施地域	加古川市・稲美町・播磨町・明石市の一部区域 ※但し、要望等あれば、状況により区域外への訪問についても実施を検討します。

(2) 事業の目的と運営方針

事業の目的	疾病又は障害等により在宅で療養を必要とする利用者に対し、主治医の訪問看護指示書に基づき、適切かつ専門的なケアを提供し、心身の状態及び生活機能の維持・改善を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限り住み慣れた自宅や地域で安心して療養生活を送れるよう支援することを目的とします。
運営方針	1 指定訪問看護の提供に当たって、訪問看護ステーション kitto (以下、「事業者」という。) の看護職員等は、利用者の心身の状況、病状及び生活環境を踏まえ、主治医及び関係機関と連携し、計画的かつ適切

	<p>な訪問看護の提供に努めます。</p> <p>2 看護職員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、利用者の心身の機能の維持・回復を図り、生活の質の確保を重視した療養生活が継続できるよう支援いたします。</p> <p>3 事業の実施に当たっては、関係市町村、医療機関、居宅介護支援事業所等、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的な在宅医療サービスの提供に努めます。</p>
--	--

(3) 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	計
管理者(看護職員兼務)	1 名	0 名	1 名
看護職員	1 名	1 名	2 名
事務職員	0 名	1 名	1 名

(4) 営業日時及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日(祝日を含む) ※12月31日から1月2日を除く。
営業時間	8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0
サービス提供時間	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

※上記の営業日、営業時間のほか、利用者の病状の急変に備え、営業時間外においても電話等により24時間常時連絡が可能な体制を整備しています。

3、提供するサービスの内容

(1) 訪問看護計画書・報告書の作成

主治医が交付する訪問看護指示書に基づき、利用者の意向や心身の状態及び療養状況等を把握・評価し、療養上の目標及び具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成し、利用者又はその家族に説明し同意を得ます。また、訪問看護の実施状況について訪問看護報告書を作成し、主治医に提出します。

(2) 訪問看護の提供

訪問看護計画書に基づき、次のサービスを提供します。

(内容例)

病状・障害の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持

食事および排泄等日常生活の世話、点滴・注射・カテーテル等の管理

在宅酸素・人工呼吸器等医療機器の管理、褥瘡予防・処置
 リハビリテーション、ターミナルケア
 認知症患者・精神科患者の看護、療養生活や介護方法の指導・助言
 その他医師の指示による医療処置

(3) 看護職員の禁止事項

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・利用者の居宅での飲食・飲酒、喫煙等
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ・利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4、提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険）について

※利用者は、健康保険法等に基づき定められた訪問看護療養費について、保険の種類及び自己負担割合（1～3割）に応じた額と自費請求額をお支払いいただきます。

※公費負担（難病医療、生活保護等）が適応される場合は、法令に基づき自己負担額が軽減又は免除されることがあります。

(1) 訪問看護基本療養費

※訪問看護基本療養費は、通常の居宅への訪問に対し訪問看護基本療養費Iを算定のほか、同一日に同一建物において複数の利用者へ訪問する場合には、訪問看護の提供人数に応じて利用区分（訪問看護基本療養費I・II）が異なります。

※厚生労働大臣が定める疾病（難病等）の利用者や、急性増悪等により主治医から特別訪問看護指示書が交付された場合には、通常の訪問看護の利用方法（訪問回数・提供内容・算定方法等）とは異なる対応となることがあります。その際は、主治医の指示及び関係法令に基づき適切に対応します。

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費I	看護師の場合（週3日目まで）	5,550	555円	1,110	1,665
※同一建物にお		円		円	円

ける複数訪問 3 人未満	看護師の場合 (週 4 日目以降)	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	准看護師の場合 (週 3 日目まで)	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	准看護師の場合 (週 4 日目以降)	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
	理学療法士等の場合	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
基本療養費II ※同一建物にお ける複数訪問 3 人以上	看護師の場合	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	看護師の場合 (週 4 日目以降)	3,280 円	328 円	656 円	984 円
	准看護師の場合 (週 3 日目まで)	2,530 円	253 円	506 円	759 円
	准看護師の場合 (週 4 日目以降)	3,030 円	303 円	606 円	909 円
	理学療法士等の場合 (週 3 日目まで)	2,780 円	278 円	556 円	834 円

●基本療養費に追加される加算

		利用料			
		10 割	1 割負 担	2 割負 担	3 割負 担
難病等複数回訪問 加算	1 日 2 回 / 訪問者 2 人まで	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 2 回 / 訪問者 3 人以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	1 日 3 回以上 / 訪問者 2 人まで	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	1 日 3 回以上 / 訪問者 3 人以上	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算		5,200	520 円	1,040	1,560

			円		円	円
夜間早朝訪問看護加算 (6~8 時 / 18~22 時)			2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算 (22 時 ~ 6 時)			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物 2人以下	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		同一建物 3人以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	准看護師と同行	同一建物 2人以下	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
		同一建物 3人以上	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
	その他職員と同行	同一建物 2人以下	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		同一建物 3人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日1回	同一建物 2人以下	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		同一建物 3人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日2回	同一建物 2人以下	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
		同一建物 3人以上	5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日3回	同一建物 2人以下	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
		同一建物 3人以上	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円

●加算の説明

- ・ 難病等複数回訪問看護加算は、厚生労働大臣が定める疾病等に該当する利用者に対し、1日に複数回の訪問看護を実施した場合に算定します。
- ・ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族からの求めに応じて、主治医の指示に基づき、計画外の緊急訪問を行った場合に算定します。
- ・ 長時間訪問看護加算は、特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間30分を超え

て訪問看護を提供することで算定できる加算で、1時間30分を超えて訪問看護を提供した場合、所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。

- ・ 夜間早朝訪問看護加算は、夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)に訪問看護を実施した場合に算定します。
- ・ 深夜訪問看護加算は、深夜(22時～翌6時)に訪問看護を実施した場合に算定します。
- ・ 複数名訪問看護加算は、利用者の身体的理由等により1人で訪問看護を行うことが困難な利用者に対して、看護師等が2名または看護師等1名と看護補助者1名で訪問看護を行うことを評価する加算です。

(2) 訪問看護基本療養費III

※入院中に利用者の試験外泊時に訪問看護を行った場合に算定します。(入院中1回。但し、基準告示第2の1に規定する疾患等の利用者は2回)

—		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

(3) 訪問看護管理療養費

※訪問看護管理療養費は、訪問看護の提供に伴い、主治医との連携、訪問看護計画の作成・見直し、訪問看護の実施状況の把握及び評価、記録の管理等、利用者に対する継続的な療養支援を行うための管理的業務に対して算定されます。

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合 訪問1日につき	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費2	月の2日目以降の場合 訪問1日につき	2,500円	250円	500円	750円

●管理療養費に追加される加算

	利用料

		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制 加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

●加算の説明

- ・ 24時間対応体制加算は、利用者又はその家族からの電話等による相談に対し、常時対応できる体制を整備し、必要に応じて緊急訪問を行う体制を確保している場合に算定します。
- ・ 特別管理加算は、在宅酸素療法、中心静脈栄養、気管切開等、厚生労働大臣の定めた基準に適合し、医療的管理を要する状態にある利用者に対し、計画的な管理を行った場合に算定します。
- ・ 退院支援指導加算は、厚生労働大臣の定める状態等にある利用者及び、診療により退院日当日の訪問看護が必要であると認められた利用者に対し、入院中の医療機関と連携し、退院後の在宅療養に向けた指導・調整を行った場合に算定します。
- ・ 在宅患者連携指導加算は、主治医や関係機関と連携し、療養上必要な情報共有や指導を行った場合に算定します。
- ・ 在宅患者等カンファレンス加算は、通院が困難な利用者の状態急変等に伴い、医師、ケアマネジャー等の関係職種と共同でカンファレンスを実施し、療養方針の検討を行った場合に算定します。
- ・ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の利用者の退院又は退所に当たって、訪問看

護ステーションの看護師が主治医又は医療機関等の職員と共同し、利用者に対して療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、初日の訪問看護が行われた場合に算定します。

- ・ 特別管理指導加算は、退院後、特別な医療的管理を必要とする利用者に対し、医療機関の保険医等の指示を受けた看護師が退院時共同指導を行った場合に算定します。
- ・ 訪問看護医療 DX 情報活用加算は、電子情報共有システム等を活用し、医療機関等との連携を図りながら質の高い訪問看護を提供した場合に算定します。

(4) その他の療養費

	利用料			
	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
情報提供療養費	1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

- ・ 情報提供療養費は、利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村、保健所、精神保健福祉センターに対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定します。
- ・ ターミナルケア療養費は、終末期にある利用者に対し、主治医の指示に基づき、在宅において療養上必要な看護を行い、死亡日前 14 日以内に 2 回以上の訪問看護を実施した場合に算定します。

(5) 自費請求の対象

営業日以外の訪問看護	1 回につき 1,000 円
事業の実施地域外の訪問看護	1 回につき 400 円
自宅に駐車場がなく有料駐車場を利用する場合	駐車場利用料金全額 ※ 1 訪問につき 1 台分まで
日常生活上または医療的ケアにおいて必要な物品等	使用分全額
死後の処置料	使用した物品代のみ

(6) 支払い方法

利用料は利用者保険割合分と自費請求分を合わせて、月末締の翌月 15 日までに請求書を作成します。毎月 26 日 (休業日の場合は、翌営業日) に金融機関からの自動引き落とし後領収書を交付します。

5、通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、加古川市、加古郡稲美町、加古郡播磨町、明石市の一部の区域とする。

※一部区域についての町名

二見町：全域、魚住町：全域、大久保町：西島、金ヶ崎、江井島、西脇

※但し、要望等あれば、状況により区域外への訪問についても実施を検討する。

6、担当する看護職員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者の事情により、担当する看護職員等の変更を希望される場合は、下記の相談窓口までご相談ください。

相談担当者氏名 藤原 侑加
電話番号 079-451-8485 FAX 番号 079-451-8887
受付日及び受付時間 (月)～(金) 9:00～17:30 ※但し、12月31日～1月2日までを除く。

※担当する看護職員等に関しては、利用者のご希望をできる限り尊重して調整を行いますが、事業所の人員体制等により、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7、サービス利用の中止又は変更

- (1) サービス利用の中止・変更をご希望の場合は、できる限りサービス利用の前日までにご連絡ください。
- (2) サービス利用の中止・変更の際にキャンセル料は発生しませんが、利用者の病状の急変や、やむを得ない急用の場合を除いて、余裕をもってご連絡ください。
- (3) 入院・入所等により1か月以上、サービス利用を休止された場合は、利用再開時の事業所の訪問状況によっては、時間や曜日等、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

8、緊急時等における対処方法

看護職員等は、訪問看護等の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を講じます。

9、苦情の処理

事業者は、提供した訪問看護等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、必要な措置を講じます。

(1) 利用者からの苦情に関して市町村、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(2) 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション kitto 担当者：藤原 侑加	所在地：加古川市加古川町北在家 2018 電話：079-451-8485 FAX：079-451-8887 受付時間 8：30～17：30
兵庫県東播磨県民局 加古川健康福祉事務所（保健所）	所在地：加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 電話：079-422-0002 FAX：079-422-7589 受付時間 9：00～17：30
兵庫県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地：神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 電話：078-332-5617 FAX：078-332-9520 受付時間 8：45～17：15

10、事故発生時の対応

(1) 訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備します。

(3) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。

(4) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的を実施します。

(5) 事業者は、損害賠償が発生した場合に備え損害賠償責任保険に加入し、サービスの提供に伴い事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償等の手続を行います。

11、個人情報の保護

(1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

(2) 事業者が得た利用者またはその家族の個人情報については、看護職員等での訪問看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、内容を文書で説明した上で署名を受けます。

12、秘密の保持

- (1) 事業者および事業者の使用する者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含みます。
- (3) 事業者が得た利用者またはその家族の個人情報については、看護職員等での訪問看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて、利用者又はその代理人の了承を得るものとします。

13、記録の整備及び保管

- (1) 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供に関する記録を整備し、関係法令に基づき適切に保存します。
- (2) 前項の記録は、書面または電子的記録（電子カルテシステム等）により作成及び保存するものとします。
- (3) 記録の保存期間は、サービス提供の完結日から5年間とします。
- (4) 電子的記録により保存する場合は、改ざん防止、アクセス制限、バックアップ等の適切な安全管理措置を講じ、個人情報の保護に努めます。
- (5) 利用者又はその家族は、事業者に対して保存される記録の閲覧又は写しの交付を求められません。事業者はこれに応じるものとし、写しの交付にあたっては実費相当額の費用をご負担いただきます。

14、虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

①適切に措置を実施するために担当者を設置します。

虐待防止に関する責任者	藤原 侑加
-------------	-------

②虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

③虐待防止のための指針を整備します。

④虐待防止のための定期的な研修を実施します。

- (2) 事業者は、サービス提供中に事業所従業者又は養護者（利用者の家族等の高齢者を現に養護する者）による利用者への虐待の可能性を発見した場合は、速やかに、これを市

町
村へ通報します。

15、業務継続計画の策定

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16、身体拘束禁止に関する事項

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

17、衛生管理等

- (1) 事業者は、看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次号に掲げる措置を講じます
- ①事業所における感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③事業所において、看護職員等に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

18、ハラスメント対策

- (1) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント等）及び、利用者又はその家族等からのハラスメント（以下、「カスタ

「ハーラスメント」という。)の防止に向け、必要な措置を講じます。

- (2) ハラスメント防止のための方針を明確にし、看護職員等に周知・啓発を行うとともに、相談窓口を設置し、相談しやすい体制の整備に努めます。
- (3) ハラスメントに関する相談又は申出があった場合には、事実関係を迅速かつ適切に確認し、相談者のプライバシーに配慮しながら、必要な措置を講じます。
- (4) ハラスメントを理由とする不利益な取扱いは行いません。
- (5) 利用者又はその家族等による著しい迷惑行為が継続し、適切な訪問看護等の提供が困難と認められる場合には、主治医、居宅介護支援事業者、市町村等と連携の上、対応を協議し、やむを得ない場合には契約の見直し等を検討します。

19、従業員の質向上について

事業者は、看護職員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証・整備します。

- ①採用時研修 採用後3カ月以内
- ②継続研修 年3回

20、その他訪問に関する事項

(1) 訪問日時の変更について

サービス提供に当たり、出来る限り予定された時間に訪問しますが、緊急訪問や交通事情等により、多少の時間のずれが生じることがあります。緊急時の状況や、訪問の進行状況によっては、事前のご連絡ができない場合があります。又、看護職員の病欠等にて、やむを得ず訪問日時の変更をお願いする可能性もありますのでご了承ください。

(2) 看護職員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者家族から掲示を求められた時は、いつでも身分証を掲示します。

(3) 同行訪問について

職員の採用にあたり、採用後一定期間同行訪問の必要がありますので、複数名での訪問、訪問中の指導対応へのご協力とご理解をお願いします。

令和8年3月27日 作成

説明日：令和 年 月 日

訪問看護（医療保険）サービスの提供にあたり、本書面に基づいて重要事項について説明しました。

【事業者】

法人名：株式会社希叶 印
所在地：兵庫県加古郡稲美町国北二丁目45番地の2
代表者：代表取締役 藤原 侑加

【事業所】

事業所名：訪問看護ステーション kitto（事業所番号：2862290679）
所在地：兵庫県加古川市加古川町北在家2018
管理者：藤原 侑加

説明者：

私は、本書面により、事業者から訪問看護（医療保険）サービスの提供に関する重要事項の説明を受け、その内容を理解しました。

【利用者】

住所：

氏名：

【署名代行者】

住所：

氏名：

本人との続柄：